

令和元年6月22日  
福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

号	14
年	令和元年
月	6月22日
曜日	火・金・曜日

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和元年6月22日

### 選挙管理委員会印

### 四 次

### 選挙管理委員会印

174,817

- 条例の制定または改廃の請求による選挙権を有する者の数 (110) ..... 1

- 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (111) ..... 1

- 議会の議員の所属する選挙区にかかる解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (111) ..... 1

- 議会の議員の所属する選挙区にかかる解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (111) ..... 1

令和元年6月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

### 福井県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第677号)第74条第5項(同法第75条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する

令和元年6月22日

福井県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第677号)第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市	72,676
敦賀市	18,164
小浜市	15,096
三方郡三方上中郡	9,476
大野市	6,637
勝山市	18,826
鯖江市	7,980
あわら市	25,849
越前市	25,849
今立郡南条郡	25,849
坂井市	25,163
吉田郡	5,189
丹生郡	6,072
大飯郡	5,176

令和元年六月二十二日発印

行刷

印刷人 発行人

〒九一〇一〇一八五八〇  
九一〇一〇一七

福井県福井市文京一丁目十九番

福井市大手三丁目十七番

号

福井

高桑印刷株

2363321番